

## 農村女性についての研究会（仙台）

東北大学 細谷昂

報告者：柳谷慶子（聖和学園短期大学講師）

テーマ：近世の農村家族と女性－女性史研究の成果から－

日 時：1995年1月28日（土）

場 所：東北大学大学院情報科学研究所（第二片平分室）

表記のテーマで、近世史研究者である柳谷慶子氏に報告していただいた。

報告はまず、「1. 近世女性史の研究状況」の解説に始まったが、その内容はおよそ次の通りであった。すなわち、近世社会は「女性が歴史の表舞台にまったく登場しない時代」であるが、それに対する研究の第一波として、戦後の井上清と高群逸枝をとりあげることができる。前者の『日本女性史』は「男性による女性の抑圧・支配という視点や発想はない」点が特徴的であり、また後者の『女性の歴史』は近世を「女性の屈辱時代」としているが、その後の研究も含めて「近世女性は虐げられた悲惨な状況という通説」が形成された。しかし1980年以降の女性史研究においては、このような評価を批判・修正することにエネルギーが注がれ、「農工商の庶民身分における女性については、武家と同じ論理で割り切ることはできない」とされるにいたった。

次に「2. 農村家族と女性の評価」をめぐって、従来の研究の整理、紹介がなされた。主な論点は、「家」と女性をめぐる婚姻慣行や「家父長制」についての研究、女性労働をめぐる家内労働、家業労働、雇用労働についての研究などであった。

以上のような従来の近世女性史の研究状況の紹介、問題点の指摘をふまえて、柳谷氏自身の研究による「3. 東北の農村女性について」の分析が提示された。その第一点は、「姉家督慣行をめぐって」であり、宮城県牡鹿郡根岸村の宗門人別帳（天保4年～明治3年）によりながら、「武士と異なり庶民の場合は女性による家の継承も認められていた」ことが明らかにされた。すなわち、この史料には、「女子であっても初生子には『嫡子』『嫡女』という家督推定者を示す記載」があること、実際に初生子が女子で弟がいる場合40件をとりだしてみると、「姉に婿取り」20件（うち婿の相続6）、「弟に嫁取り」11件（うち弟の相続5）、「姉弟ともに婿嫁取り」3件（婿相続3）、「姉は他出し弟は独身」6件という数字が示されていること、また、姉に婿をとってもその婿が跡を継ぐのならば男性継承には変わりないとの説もあるが、たんなる中継継承とはみられない女性の相続人があること、等々の豊富な資料によって説明された。

柳谷氏の研究の第二点は、「介護役割の検討」である。「従来、育児とともに老人、病人の介護は主婦の仕事という理解」がなされてきたが、『仙台孝義録』などの史料によると、近世において「実際は、家長としての当主の役割、あるいは将来の当主の責務」であった、との指摘がなされた。その責務を果たすために、独身男性が結婚できない事例も見いだされるという。

このような柳谷氏の報告は、きわめて興味深いものであった。武家の家制度をモデルにしたとされる明治民法において嫡長男相続が定められ、それによって農民をも含む一般庶

民の家までが規定されたことによって、それが日本の「伝統的」な家制度のあり方のように考えられる傾向があったが、しかし例えば近世の農民の家において、嫡長男が生まれ、しかるべき年齢になって跡を継ぐといった呑気なことをやっていられたのであろうか、という疑問を私はかねがねもっていた。男子が最初に生まれればその子が跡を継ぐことですむであろうが、女の子が続いてずっと後になって男子が生まれ、その子が成長するまでには親が年をとってしまうというような場合、嫡長男相続などというたてまえを振りかざしていたのでは、「生活組織」としての家はもたないだろう。そこに性差別がなかったといふのではない。ただ、農民などの庶民の家は、男も女も含めて、ぎりぎりの生きるための組織としてあつただろうということをいいたいのである。柳谷氏の史料は、ごく限られた地域の、ある特定の時期のものなので、ただちに一般化することはできないが、しかし少なくとも上述のような私の疑問に答えてくれる事例が存在することははっきりしたわけである。

また第二点については、私じしん、「介護は主婦の仕事」という通俗的理解を近世に關してもあまり疑わずにいただけに、大変参考になった。そのような役割分担ができるくるのは、明治以降のことなのであろう。

以上の柳谷氏の研究は、「男性による女性の抑圧・支配」という視点をもちつつも、しかしそれを抽象的、観念的に適用するのではなく、歴史家らしく、具体的な歴史的条件のなかで具体的にとらえるという姿勢に貫かれており、参会者からは高い評価の声がきかれた。